

## 最新判決情報

2016 年  
〔5 月分〕

### ○フォトメーカープロ事件

知的高裁 H28.5.18 H27(行ケ)10246 審決取消請求事件(高部真規子判長)

第 9 類「電子計算機用プログラム」を指定商品とする本願商標「**PhotomakerPro**」(右上)が、引用商標「**PHOTOMAKER**／**フォトメーカー**」(右下)によって拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

争点は、本願商標中の「Pro」の語の識別性である。

Photomaker Pro

**PHOTO MAKER**  
**フォトメーカー**

「プロ」の語はいうまでもなく「プロフェッショナル」すなわち「職業人」「専門家」を意味する語であり、たとえばスポーツ用具であれば、プロ用、アマ用として用途表示となる語であるが、コンピューターソフトウェアについて「プロ用」があるか否かが争点である。

判決では「プロ」を「熟練者を対象とした商品、より高い機能を有した商品」と理解し、電子楽譜作成、外部記憶デバイス管理、ポップアートカード作成、会計支援、写真編集、オペレーティングシステムやその修復、音楽作成、動画再生、デジタルメディア作成、映像編集、ラベル作成等用のコンピューターソフトウェアについて、標準仕様の商品名のあとに「Pro」「PRO」の語が付加された商品があることをもって、コンピューターソフトウェアの用途表示、品質表示であると判断し、審決を支持している。

なお「プロ」に関する最近の審決例では、以下がある。

- 不服 2015-6978 「プロ」 第 21 類:法 3-1-3 号識別性なし
- 不服 2014-22513「hilite.pro」 X 「HiLite」 第 10 類:非類似
- 不服 2012-487 「ReFa／PRO」 X 「PRO」 第 21 類:「PRO」の識別性は希薄
- 不服 2005-8197 「GEAR」 X 「Pro-Gear」 第 5 類:引用商標は「プロの道具」として一体的
- 不服 2000-20468 「SPORTWOOL/PRO」 = 「プロ」 第 24,25 類:「プロ」は識別性があり、類似